

平成 30 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 30 年 10 月 11 日

意見発表

小野寺委員

それでは、私からは、本委員会の所管事項に対しまして、何点か意見、要望を申し上げたいと思います。

はじめに、障害者雇用に関する報告の誤りについて申し上げたいと思います。

県教育委員会において、132 名もの教職員を厚労省のガイドラインに基づかず、に障害者雇用数としてカウントしていたことは、本来、民間企業・団体等に範を示さなければならない公的機関として、あってはならないことだと考えています。

第三者委員会等では、現在の障害者雇用率制度の在り方の検討をなされるということなので、恐らく障害者の算定方法に対する見直し等にも議論が及ぶこととは思いますが、事は数字だけの問題ではないということを確認しておきたいと思います。

なぜ障害者手帳を取得しないのか、なぜ障害者手帳を所持していても手を挙げようとならないのかという議論も、この委員会の中でありました。障害者手帳を所持することや、自ら障害を申し出ることをためらわせているものは何だろう。これは、神奈川県教委に限ったことではありませんが、検証していく必要があると考えています。

県の教育委員会の職場にはないと信じてはおりますが、偏見や差別が入り込むすきはなかったのか、職務の遂行、昇進等に関して不利益を生じさせるようなことがなかったのか、また、そのような意識を障害当事者に抱かせる職場の雰囲気はなかったのか、そして手帳所持の有無にかかわらず、職場において障害者に対する合理的配慮が行われていたのかどうか、それらをしっかりと点検をした上での話ではありますが、再発防止及び雇用の継続や定着を図るなど、いわゆる雇用支援策に対して、ある程度専門性を有する職員の配置を検討するとともに、健康管理を含めた合理的配慮について相談できる支援部署も、県教委は大きな組織ですから、必要と考えています。

県教委におかれましては、障害者雇用の本来の趣旨に立ち返って、障害者本人の希望や特性等を生かしつつ、安心して働き続けられる環境を整備することに注力していただきたいと要望させていただきます。

次に、インクルーシブ教育について申し上げます。

県教育委員会では、知的障害のある中学生が高校に進学できるように、県立高校 3 校をインクルーシブ教育実践推進校に指定し、平成 29 年度から、連携募集により知的障害のある生徒が入学をしています。

県立高校改革実施計画Ⅱ期案では、県内全ての地域へ志望する中学生が県立高校を志願できるよう、新たに 11 校を実践推進校に指定する予定になっています。

神奈川県のインクルーシブ教育を一層進展させる取組に対し高く評価し、そして大きな期待を寄せるところではありますが、これまでの連携募集をやめて、

特別募集に切り替えるということですので、対象となる中学生や保護者が制度を十分に理解して、戸惑うことなく通学・進学に適した学校を選択できるよう、くれぐれも丁寧な説明を行っていただくよう要望しておきます。

最後に、SDGsへの取組について申し上げます。

県が進める施策とSDGsの関係を整理するため、施策調査を行い、その結果が示されました。SDGsの17の目標を横軸に、かながわグランドデザインの23のプロジェクトを縦軸に整理していただいたものでありますが、それぞれの関わり方、これについてはすっきりと割り切れるものではないということは、この作業に当たられた方が最も強く感じているのだと思います。

であるなら、SDGsの推進のためには、複数の施策を関連させること、逆に、1本のプロジェクトの推進のために、SDGsの目標同士を相互に関連させることが必要になってくると考えます。すっきりと縦割りしたくともできないということが、これが正にSDGsの効用と言えるかもしれません。SDGsを取り入れることで、県の仕事のやり方や、あるいは教育現場での取組が大きく変化した、あるいは施策の遂行に加速がついたと実感できるように、真剣に取り組んでいただきたいと要望させていただきます。

以上、意見、要望を申し上げまして、公明党神奈川県議団として、本委員会に付託された諸議案に賛成をいたします。